

柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）

令和８年〇月〇日

柳 泉 園 組 合

清 瀬 市

東久留米市

西 東 京 市

東 村 山 市

柳泉園組合への東村山市加入に関する協定書（案）

柳泉園組合（以下「組合」という。）、清瀬市、東久留米市、西東京市（以下「関係市」という。）及び東村山市は、東村山市が組合に加入することに関し、関係市を含めた各団体間における協議の結果に基づき、組合、関係市及び東村山市が一体となってこれを推進するため、次のとおり柳泉園組合への東村山市加入に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東村山市が組合に加入することに関し、基本的事項を定め、関係市によるこれまでの廃棄物の共同処理における安定性及び確実性を担保しつつ、東村山市の加入を円滑に推進することを目的とする。

（加入の時期）

第2条 東村山市の組合への加入は、令和9年4月1日とする。

（搬入開始時期等）

第3条 東村山市の燃やせるごみの搬入開始は、令和10年4月1日とする。

2 東村山市の燃やせるごみ以外のごみの搬入開始は、組合が今後計画する新清掃施設整備事業の新清掃施設の稼働時からとする。

3 東村山市の区域内で発生するごみの分別について、東村山市は、関係市と統一するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 東村山市が組合に加入するにあたり東村山市が負担すべき経費（以下「加入負担金」という。）の額、納付の時期その他の加入負担金に関する必要事項については、別に定める「東村山市の経費の負担に関する覚書」（以下「覚書」という。）によるものとする。

2 第2条の年度における、東村山市の負担金（柳泉園組合同規約第14条第1項に定める負担金をいう。）に関する必要事項については、前項に定める覚書によるものとする。

（履行）

第5条 組合、関係市及び東村山市は、本協定で定めた事項について誠意をもって履行し、本協定は、地方自治法第290条の規定に基づく関係市及び東村山市の市議会にお

ける議決をもって有効なものとする。

(その他)

第6条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、組合、関係市及び東村山市の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、組合、関係市及び東村山市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年〇月〇日

東京都東久留米市下里4丁目3番10号

柳泉園組合代表者 管理者 富田 竜馬

東京都清瀬市中里5丁目842番地

清瀬市代表者 市長 原田 ひろみ

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市代表者 市長 富田 竜馬

東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市代表者 市長 池澤 隆史

東京都東村山市本町1丁目2番地3

東村山市代表者 市長 渡部 尚